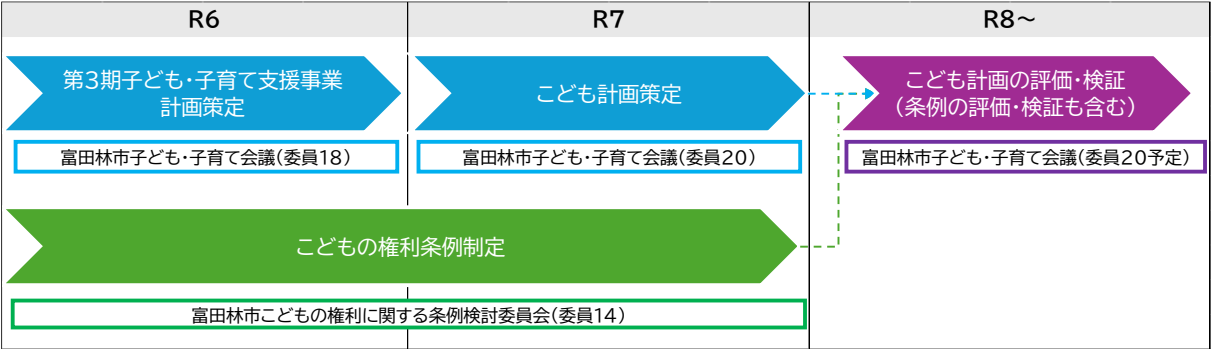


令和8年度以降の子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て会議とこどもの権利に関する条例検討委員会の統合



「富田林市こどもの権利条例（素案）」第17条第4項では、「条例の推進を図るための必要な事項をこども計画で定める」と規定されている。この規定を踏まえ、現在「富田林市子ども・子育て会議」で策定中の「富田林市こども計画」には、本条例の基本理念が盛り込まれている。

そのため、今後の「富田林市子ども・子育て会議」においては、これまでの役割に加えて、条例の推進に関する審議、評価、検証も必要となることから、令和8年度より「富田林市子ども・子育て会議」と「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会」を統合し、会議の委員を再編する予定である。

2. 来年度以降の子ども・子育て会議の役割

これまでの役割に加え、新たに条例の第17条第4項、第18条第1項に定めた役割が追加される。

新たな役割（R8.4～）

- ・「こどもの権利条例（素案）」の推進の審議
 - ⇒令和8年度は、権利擁護委員会の設置、こどもの参加の仕組みの創設、周知・啓発について審議予定

これまでの役割（R8.3まで）

- ・こども計画の策定・変更の調査審議
- ・こども計画の実施状況の評価および検証
- ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の設定
- ・こども施策の推進の審議